

公益財団法人 人工知能研究振興財団
常勤役員報酬規程

規程第13号

平成4年3月9日制定

平成26年4月1日改訂

平成28年3月29日改訂

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人人工知能研究振興財団（以下「この法人」という。）定款第32条の規定に基づき、この法人の役員の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、第3条に定めるところによる。

(報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は、常勤理事にあつては月額報酬とし、非常勤役員については、無報酬とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第4条 前条第1項に規定する常勤理事の報酬は、1名につき別表に定める総額を上限とする。

(月額報酬の算定方法)

第5条 常勤理事の月額報酬は、別表に定める総額の範囲内において、評議員会で決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬

を支給する。

4 常勤理事が死亡により退任した場合には、その日までの報酬を支給する。

(通勤手当の算定方法)

第6条 通勤手当は、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

(支給方法)

第7条 役員の報酬等は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員がその報酬等につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員の報酬等の支給日は、毎月20日とする。ただし、20日が土曜日、日曜日、祝日に該当するときは、その直前の勤務日に支給する。

(変更)

第8条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

1. 本規程は、平成4年3月9日から施行する。
2. 本規程は、平成22年3月6日から施行する。
3. 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
4. 本規程は、公益認定を受けた日（平成28年3月29日）から施行する。

別表（事業年度の報酬総額）

役員の区分	事業年度ごとの報酬総額
常勤理事	720万円